

令和3年1月8日

保護者各位

寒川町長 木村 俊雄
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言後の保育所等の対応について

日頃より、保育行政に対して多大なご理解とご協力を頂きありがとうございます。

令和3年1月7日(木)に新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言が発出されました。それを受けて神奈川県において、保育所等は感染防止策を徹底しつつ、原則開所をお願いするとの方針が出されました。

保護者の方々におかれましては、今までも衛生管理及び健康管理には十分留意していただいていることと思いますが、引き続き手洗い、マスクの着用など感染防止対策を取っていただくようお願いいたします。冬の寒さが厳しくなり、体調を崩しやすい時期に入りましたので、鼻水、咳など症状がある場合、お子さまの無理な登園は控えていただくようお願いいたします。お子様の小さな体調の変化についても施設等にお知らせくださるよう重ねてお願いいたします。

また今回の緊急事態宣言に伴う保育料の日割り計算による算出は行いませんので、ご了承ください。

事務担当:健康子ども部 保育・青少年課 保育担当
電話:0467-74-1111 内線 151~154